

入札の公告

社会福祉法人追分あけぼの会公告第2017-06号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成29年9月13日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文

1. 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

| | |
|---------------|--|
| ア 契約の目的の名称 | 物品の売買契約 |
| イ 数量 | リフト付福祉車両 1台 |
| (2) 契約の目的の仕様等 | 入札説明書及び仕様書による。 |
| (3) 納入の期限 | 平成30年2月15日（木）まで |
| (4) 納入の場所 | 勇払郡安平町追分花園4丁目5番地 社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部 |

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、次の要件のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入の資格（中分類「50自動車」）を有すること。
- (2) 競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 北海道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による北海道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たす機器の供給が可能であること。
- (7) 北海道内に、契約締結権がある営業所（本店、支店及びこれに準ずる事務所）を有すること。
- (8) 最近5年間に、同等物品の購入を元請けとして契約した実績を有すること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間

平成29年9月14日（木）から平成29年9月25日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

(3) 提出方法

持参することとし、送付（ファクシミリ及び電子メール）によるものは受け付けない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果、入札参加資格がないと認められた者に対しては、平成29年9月27日（水）までにその理由を付して書面（ファクシミリ含む）により通知する。なお、平成29年9月27日（水）までに通知のない場合は、入札参加資格があるものとする。

5 契約条項を示す場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

電話 0145-25-2233

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道勇払郡安平町追分縁が丘200番地2

安平町追分公民館 中ホール

(2) 入札日時

平成29年10月6日（金） 午前11時00分

(3) 開札場所

(1) に同じ

(4) 開札日時

(2) に同じ

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、契約金額が5,000万円未満の場合は免除する。契約金額が5,000万円以上の契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

9 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は、次のとおり交付する。

(1) 交付期間

平成29年9月14日（木）から平成29年9月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。

ただし、インターネットによる場合は、平成29年9月14日（木）午前0時から平成29年9月24
日（日）午後12時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に
規定する休日を含む。）とする。

(2) 交付場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

「社会福祉法人追分あけぼの会のホームページ」 (<http://oiwake-akebono.net/>)

(3) 交付方法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用

無料とする。

10 送付による入札

認めない。

11 落札者の決定方法

経理規程第65条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な
入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者
とは、契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定していない。

15 その他

- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規
則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金

額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約事項に係る自動車に関し、自賠責保険契約を締結し、自動車重量税等を代納し、リサイクル費用等の預託等を代行すること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

(電話番号 0145-25-2233)

イ 所在地 北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

(7) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、平成29年9月13日に公告（社会福祉法人追分あけぼの会公告第2017-06号）した、一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1. 契約担当者等

社会福祉法人追分あけぼの会 理事長 金子 洋文

2. 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称 物品の売買契約
イ 数量 リフト付福祉車両 1台

(2) 契約の目的の仕様等 別紙仕様書のと おり

(3) 納入の期限 平成30年2月15日（木）まで

(4) 納入の場所 勇払郡安平町追分花園4丁目5番地 社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

3. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、次の要件のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入の資格（中分類「50自動車」）を有すること。
- (2) 競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 北海道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による北海道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たす機器の供給が可能であること。
- (7) 北海道内に、契約締結権がある営業所（本店、支店及びこれに準ずる事務所）を有すること。
- (8) 最近5年間に、同等物品の購入を元請けとして契約した実績を有すること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
なお、(9)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第4条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中

の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4. 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 入札説明書3(1)に定める競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 納入しようとする車種の仕様を証明する書類（カタログ等）

ウ 商業登記簿謄本（法人）又は代表者の身分証明書（個人）（3ヶ月以内に交付されたもの）

※ ウは、写しで差し支えない。

(2) 提出期間

平成29年9月14日（木）から平成29年9月25日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

電話 0145-25-2233

(4) 提出方法

持参することとし、送付（ファクシミリ及び電子メール含む）によるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に

規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果、入札参加資格がないと認められた者に対しては、平成29年9月27日（水）までにその理由を付して書面（ファクシミリ含む）により通知する。なお、平成29年9月27日（水）までに通知のない場合は、入札参加資格があるものとする。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成29年9月29日（金）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付（ファクシミリ及び電子メール含む）によるものは受け付けない。

（提出先） 北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7. 契約条項を示す場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

電話 0145-25-22335

8. 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道勇払郡安平町追分縁が丘200番地2

安平町追分公民館 中ホール

(2) 入札日時

平成29年10月6日（金） 午前11時00分

(3) 開札場所

(1)に同じ

(4) 開札日時

(2)に同じ

9. 送付による入札

認めない。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約金額が5,000万円未満の場合は免除する。契約金額が5,000万円以上の契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が指定する金融機関との間に履行保証委託契約を締結し、社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする履行保証証券を提出したとき。

1.1 落札者の決定方法

経理規程第65条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

1.2 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者は、契約を行わない。

1.3 契約書作成の要否

必要とする。

1.4 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定していない。

1.5. 仕様書等の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、仕様書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、仕様書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

平成29年9月14日（木）から平成29年10月5日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

- (2) 仕様書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

平成29年9月14日（木）午前9時から平成29年9月25日（月）午後5時必着まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 受付場所

〒059-1961 北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部（担当：上野）

電話 0145-25-2233 ファクシミリ 0145-25-2220 電子メール yokoen-manager@oiwake-akebono.net

- (3) 質問に対する回答は、書面（ファクシミリまたは電子メール）によるものとし、平成29年9月27日（水）迄に、本契約の入札参加資格を有する全ての者に回答する。

1.6 支払条件

- (1) 前金払
前金払は行わない。
- (2) 中間前金払
中間前金払は行わない。
- (3) 部分払
部分払は行わない。

1.7 その他

- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの入札の公告（入札説明書）に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札手続きの取消し
落札者の決定後において、社会福祉法人追分あけぼの会理事長が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。
- (4) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（入札書には自賠責保険料、自動車重量税等及びリサイクル費用等の金額を含めた額を記載すること。加えて、任意様式による入札内訳書または見積書を提出すること。）
載すること。
- (5) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (6) 契約事項に係る自動車に關し、自賠責保険契約を締結し、自動車重量税等を代納し、リサイクル費用等の預託等を代行すること。
- (7) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (8) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。
- (9) この入札の執行は、公開する。
- (10) この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、物品納入検収合格後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について、契約者が債権譲渡承諾依頼書を社会福祉法人追分あけぼの会に提出し、社会福祉法人追分あけぼの会が適當と認めたときは当該債権譲渡をすることができるとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、社会福祉法人追分あけぼの会が指定する様式により依頼すること。
- (11) この公告のほか、入札に参加する者は、社会福祉法人追分あけぼの会競争入札心得、道財務規則、北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得、その他関係法令の規定を承知すること。
- (12) 入札の公告及び入札説明書の内容に關し不明な点は、社会福祉法人追分あけぼの会法人本部（電話番号0145-25-2233）に照会すること。

調達物品標準仕様書

社会福祉法人追分あけぼの会

| | |
|---------|--|
| 車体の形状 | 身体障害者輸送車 |
| 車種名 | トヨタ ハイエース 車いす仕様車Dタイプ |
| 年式 | 平成29年新規登録車（未使用新車）であること。 |
| 排気量 | 2.693L |
| 使用燃料 | 無鉛レギュラーガソリン |
| 車両重量 | 2,500kg（総重量2,995kg） |
| 車両寸法 | 全長5,380mm×全幅1,880mm×全高2,275mm |
| 駆動方式 | 4WD |
| ミッション | 4速オートマチック |
| ドア数 | 4ドア |
| 寒冷地仕様 | 寒冷地仕様であること |
| エアコン | 装備 |
| リヤワイパー | 装備 |
| A B S | 装備 |
| エアバッグ | 運転席、助手席 |
| オーディオ | CD・AM/FM&スピーカー（6スピーカー） |
| ナビゲーション | 不要 |
| E T C | 不要 |
| ドアロック | 装備（全ドア連動） |
| 付属品 | 車いす固定ベルト、消火器、ルーフサイドハンドレール（右側後部）、バックブザー、脱着式フロアマット、点滴フック固定装置、ナンバーフレーム（前部・後部）、ウインターブレード、スタッズレスタイヤ（国産B/S社製）、ディスクホイール（スチール）、防錆コート、車両プリント（両サイド・バックドア）一式 |
| 数量 | 1台 |
| 諸費用の代納 | <p>・次の費用については、供給人が代納する。供給人が代納した費用については、売買代金と合わせて支払うものとする。</p> <p>1 自動車損害賠償責任保険料（25ヶ月分） 北海道を申込人（保険契約者）とする自動車損害賠償責任保険法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車賠償責任保険契約の締結に係る保険料</p> <p>2 自動車重量税等 自動車重量税法（昭和46年法律第89号）の規定に基づく自動車重量税等</p> <p>3 リサイクル費用等 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の規定に基づく再資源化等預託金、情報管理預託金及び使用済み自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）の規定に基づく再資源化預託金等の管理に関する料金等</p> |
| その他 | <p>1 納車に係る諸手続は供給人が行うこと。（北海道公安委員会に納付する自動車保管場所証明手続に係る手数料については、免除となる。）</p> <p>2 納車時は車両の状況を確認し、使用できる状態にし、納車に必要な物品は、本契約に含めること。</p> |

- (1) この仕様書の記載事項に変更が生じたとき、また仕様書に定めのない事項については、その都度協議する。
- (2) 交換前又は交換後において、何らかの障害や改善の必要等が生じたときは、速やかに対応できる体制であること。
- (3) 交換後は、専任者により十分な取扱説明及び技術的教育訓練を行うこと。

別記第1号様式

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

平成29年 9月 日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文様

平成29年9月13日付けで入札公告がありました、物品の売買契約(リフト付福祉車両1台)に係る競争入札参加資格について、審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類すべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請者〔北海道の競争入札参加資格登録番号／
〕

| | | |
|------------|-------------------|---|
| 所 在 地 | 〒 - 電話番号 () - | 印 |
| ふりがな | | |
| 商号又は名称 | | |
| ふりがな | | |
| 代 表 者 | | |
| 主たる営業所の所在地 | | |
| 営業所の所在地 | | |

私は、競争入札参加資格審査申請にあたり、次に該当しない者であることを申し出ます。

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者
2. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
3. 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
4. 道税等に滞納がある者

1. 納入予定の車種（名称及びグレード）、形状及び排気量

| | |
|-----|--|
| 車種 | |
| 形狀 | |
| 排気量 | |

2. 官公庁等との納入実績（物品購入に係る最近5年間における契約の実績を記載すること。合わせて、契約書の写しを添付すること。）

| 官公庁等名 | 契約年月日 | 金額(円) |
|-------|----------|-------|
| | 平成 年 月 日 | |
| | 平成 年 月 日 | |

3. 本申請に係る連絡先

| | |
|------|----------|
| 所 属 | |
| 氏 名 | |
| 電話番号 | ファクシミリ番号 |

4. 添付書類

- (1) 特定関係調書
- (2) 納入しようとする車種の仕様を証明する書類（カタログ等）
- (3) 商業登記簿謄本（3カ月以内のもの）※写しで可
- (4) 社会福祉法人追分あけぼの会が必要と認めた書類

契 約 書 (案)

社会福祉法人追分あけぼの会（以下「甲」という。）は、
と物品（購入）につき、次の各条項により契約を締結する。

（以下「乙」という。）

第1条 乙は、甲に対し次に掲げるところにより、物品（購入）の納入を行うものとする。

(1) 契約の名称 物品の売買契約
(2) 品名及び数量 リフト付福祉車両 1台
(3) 規 格 (車種)
(形状)
(排気量)
(付属品)

(4) 納入の期限 平成30年2月15日（木）
(5) 納入の場所 勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

(6) 契約金額 金_____円
うち取引にかかる消費税額 金_____円
(注) 「取引に係る消費税額」は、消費税法及び地方消費税法の規定により算出したもので、契約金額に8/108を乗じて得た額である。
()の部分は、請負人が課税業者である場合に使用する。

(7) 乙が代納する保険料等

ア 自動車損害賠償責任保険料（自動車損害賠償保険法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約の締結に係る保険料をいう。）

金_____円

イ 自動車重量税等（自動車重量税法（昭和46年法律第89号）の規定に基づく自動車重量税等をいう。）

金_____円

ウ リサイクル費用等（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）の規定に基づく再資源化等預託金、情報管理預託金（以下「再資源化預託金等」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）の規定に基づく再資源化預託金等の管理に関する料金等をいう。）

金_____円

第2条 契約保証金は、免除する。

第3条 物品は、見本、設計書、仕様書、図面又は甲の指示するところによる。

2 設計書、仕様書及び図面のうち符合しないもの又は明示されていない事項があるときは、乙は、直ちに甲に申し出るものとし、甲の指示を受けなければならない。

第4条 乙が納入期限までに物品を納入することができない相当の理由があるとき、その理由を具して甲に延期を申し出なければならない。

2 納期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

3 第1項により甲が納入期限の延期を承認した場合は、その理由が天災地変又は不可抗力によるものと認めた場合を除くほか、乙は、その延期日数に応じ契約金額の年36.5パーセントの割合で計算して得た額を違約金として支払わなければならない。ただし、前項の違約金の債務は、甲に支払金の債務があるときは、支払金の全部又は一部と相殺することができる。

第5条 甲は、必要があるときは、中間検査を行い又は納入計画その他必要と認められる事項について、乙に報告を求めることができる。

第6条 乙は、物品の納入を完了したときは、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた日から10日以内に納入された物品について、所定の検査を行い合否を決定しなければならない。

3 乙は、前項の検査に不合格と決定されたものについては、甲の指定する期日までに改めて物品を納入し検査を受けなければならない。

4 前項の納入が納入期限を超える場合は、第4条第3項の規定による違約金を支払わなければならぬ。

ただし、納品書を提出した日から検査の日までの日数は、これを延期日数に算入しない。

第7条 検査を受けるために要する費用（出張検査に要する旅費を除く。）及び検査に要する一切の費用は乙の負担とする。

第8条 物品の納入に伴う目的物の引渡しは、納入場所において検査に合格したときをもって完了する。

2 前項の引渡し前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合においては、甲がその責めを負う。

第9条 物品の対価は、当該物品の引渡しを完了した後、甲が適法な支払請求書を受理した日から60日以内に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が第6条第2項に規定する日までに検査を行わないときは、その規定された翌日から起算して検査を行った日までの日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。

第10条 甲は、前条に規定する日までに物品の対価を支払わないときは、乙は、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その契約金額の年8.25パーセントの割合で計算して得た額を遅延利息として請求することができる。

第11条 契約代金の支払場所は、社会福祉法人追分あけぼの会法人本部の場所とし、現金払い若しくは乙の指定する金融機関の指定口座へ振り込むものとする。

第12条 乙は、第1条の物品を分割して納入したときは、第6条から第8条を準用し、甲に対しその対価の部分払を請求することができる。

2 甲は、物品の引渡しを完了した分に対し、乙の請求により前項の部分払金を支払うものとする。

第13条 甲が乙の指定した金融機関の指定口座へ送金した場合は、その支払いをした日の翌日から後は、第10条に規定する遅延期間に算入しないものとする。

第14条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約の全部若しくは一部を解除し、又は契約の更改をすることができる。ただし、これにより乙に著しい損害を与えた場合は、甲は、乙に対し契約金額の100分の10以内の金額の違約金を支払わなければならない。

第15条 甲は、次の各号の一該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が契約履行の着手を著しく遅延したとき。

(2) 乙が期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、契約に違反し、その違反により契約目的を達することができないとき。

(4) 乙から契約解除の申し出があったとき。

第16条 前条により契約を解除した場合は、乙は、契約金額の100分の10を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、契約解除の原因となった理由が天災地変その他不可抗力によるものと認められるときは、当該違約金の支払いを免除することができる。

第17条 乙は、引渡しを完了した日から90日以内の製作上の瑕疵によって生じた損傷については無償で修理又は取替えを行うものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、物品に保証書がある場合は必要な措置を行うものとする。

3 甲は、第1項及び第2項の期間を経過した後においても、重大な製作上等の瑕疵によって生じた損傷については、甲乙協議のうえ、乙に無償で修理を行わせることができる。

第18条 この契約に関する紛争は、甲を管轄する裁判所の確定判決に従うものとする。

第19条 前各条に定めるもののほか、この契約に定めのない事項については、契約規則及び甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年10月　　日

(甲) 住　　所　　北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
名　　称　　社会福祉法人　追分あけぼの会
代表者氏名　理　事　長　　金　子　洋　文　㊞

(乙) 住　　所
名　　称
代表者氏名　㊞

競争入札心得

(総則)

第1条 社会福祉法人追分あけぼの会の発注に係る入札に当たっては、別に定めのものほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に見積る契約金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の100分の8に相当する金額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする入札保証保険証書を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上るものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は社会福祉法人追分あけぼの会理事長（以下「理事長」という。）の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して7日以上の当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書に自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便による入札を認められた場合においては、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「何々入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

3 入札書の価格には、消費税及び地方消費税を除いた価格で記入してください。

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その出した入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札（入札保証金の納付を免除されているものを除く。）
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理人をしたときの双方の入札
- (8) 郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったとき
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場合において入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に關係のない職員を開札に立ち会わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合においてくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者としない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当したと認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としない場合があります。

- (1) 当該入札に係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、理事長の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で入札した者の中最低の価格で入札した者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者の決定後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく、当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、理事長の作成した契約書に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内に理事長に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

2 この契約の締結に関し、理事会の議決を要する事項については、理事会の議決が得られるまでの間、仮契約の締結をすることがあります。この場合において、理事会の議決が得られた後、直ちに契約締結を行います。

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はこれに代えて提供した担保は、社会福祉法人追分あけぼの会に帰属します。

2 落札者であつて入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の100分の8に相当する金額を社会福祉法人追分あけぼの会に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除された者を除く。）は契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険証書を提出したとき又は保険会社に社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証保険証書を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項の公共工事履行保証保険証書は、保証期間が工事の始期から受渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けの承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第17条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び工事費内訳書の徵取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することができます。

(入札の取りやめ等)

第18条 理事長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることができます。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により理事長に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な扱いを行うことではありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第20条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することができます。

入札書

1 入札金額

| 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

2 契約の名称 物品の売買契約（リフト付福祉車両1台）

競争入札心得、契約条項その他社会福祉法人追分あけぼの会が示した競争入札の執行条件を承諾の上、上記の金額で入札いたします。

平成29年10月 6日

住 所

入札者

氏 名

回

社会福祉法人追分あけぼの会

理事長 金子洋文 様

※1) 入札金額は算用数字で記載し、その頭には「¥」又は「金」を付すこと。

2) 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「 住 所

入札者

氏 名

住 所

代理人

氏 名

回

3) この様式は例示であり、この様式によらない入札書であっても、入札要件が具備されていれば有効であること。

委任状

私は、 (代理人の住所、氏名、印) を代理人と定め、社会福祉法人
追分あけぼの会が発注する物品の売買契約（リフト付福祉車両1台）に関し、次の権限を
委任します。

記

1. 入札書及び見積書の提出に関すること。
2. 契約の締結に関すること。
3. 代金の請求及び受領に関すること。

平成29年10月 6日

住 所

委任者

氏 名

団

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文様

※ この様式は例示であり、この様式によらない委任状であっても、委任状としての要件
が具備されていれば有効であること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)